

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

- また、上記陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。

- 上記陳述書（にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月15日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 5日から 令和 8年 6月12日まで	
開札期日	日 時	令和 8年 6月16日 午前10時00分
	場 所	旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時	令和 8年 7月 6日 午前 9時50分
	場 所	旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 6月17日から 令和 8年 6月24日まで	
買受申出の保証の 提供方法	<p>下記のいずれかによる。</p> <p>(1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。</p> <p>(2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。</p>	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	<p>☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができません。</p>	
<p>一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月15日から当庁競売係書記官室に備え置きます。</p>		

物 件 目 録

- 1 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 32番
地 目 宅地
地 積 423.14平方メートル
- 2 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 38番
地 目 原野
地 積 181平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 3 所 在 留萌市南町二丁目 38番地
家屋 番号 38番
種 類 作業所・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.69平方メートル
2階 62.37平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約62.37平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月23日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

外建工業ことAが占有している。同人の賃借権は、対抗要件を有していない。

【物件番号3】

外建工業ことAが占有している。同人の賃借権は、抵当権に後れる。ただし、代金納付日から6か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイル



として備え付けられています。

(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)



物件目録

- 1 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 32番
地 目 宅地
地 積 423.14平方メートル
- 2 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 38番
地 目 原野
地 積 181平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 3 所 在 留萌市南町二丁目 38番地
家屋 番号 38番
種 類 作業所・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.69平方メートル
2階 62.37平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約62.37平方メートル



令和 7年(ヌ)第3003号

令和 7年11月20日受理

令和 7年12月16日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 32番
地 目 宅地
地 積 423.14平方メートル
- 2 所 在 留萌市南町二丁目
地 番 38番
地 目 原野 (現況) 宅地
地 積 181平方メートル
- 3 所 在 留萌市南町二丁目 38番地
家屋 番号 38番
種 類 作業所・物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 66.69平方メートル
(1階現況床面積約62.37平方メートル)
2階 62.37平方メートル



(占有関係用<単独>)

占有者及び占有権原 (物件1、3関係)	
占有範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 <input checked="" type="checkbox"/> 外建工業ことA
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input checked="" type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input checked="" type="checkbox"/> 物置 <input checked="" type="checkbox"/> 作業所
■関係人(A(占有者) ■B(所有者))の陳述/■提示文書(賃貸借契約書)の要旨	
占有権原	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	令和7年 6月30日
最初の契約等	契約日 令和7年 6月30日
	期間 令和7年 6月30日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	期間 年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等当事者	貸主 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借主 <input checked="" type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
賃料・支払時期等	毎月 金1万5000円 (毎月末日限り翌月分支払) <input type="checkbox"/> 前払 (分 円) <input type="checkbox"/> 相殺 (分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある (<input checked="" type="checkbox"/> 敷金1万5000円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	「その他の事項」のとおり
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

その他の事項

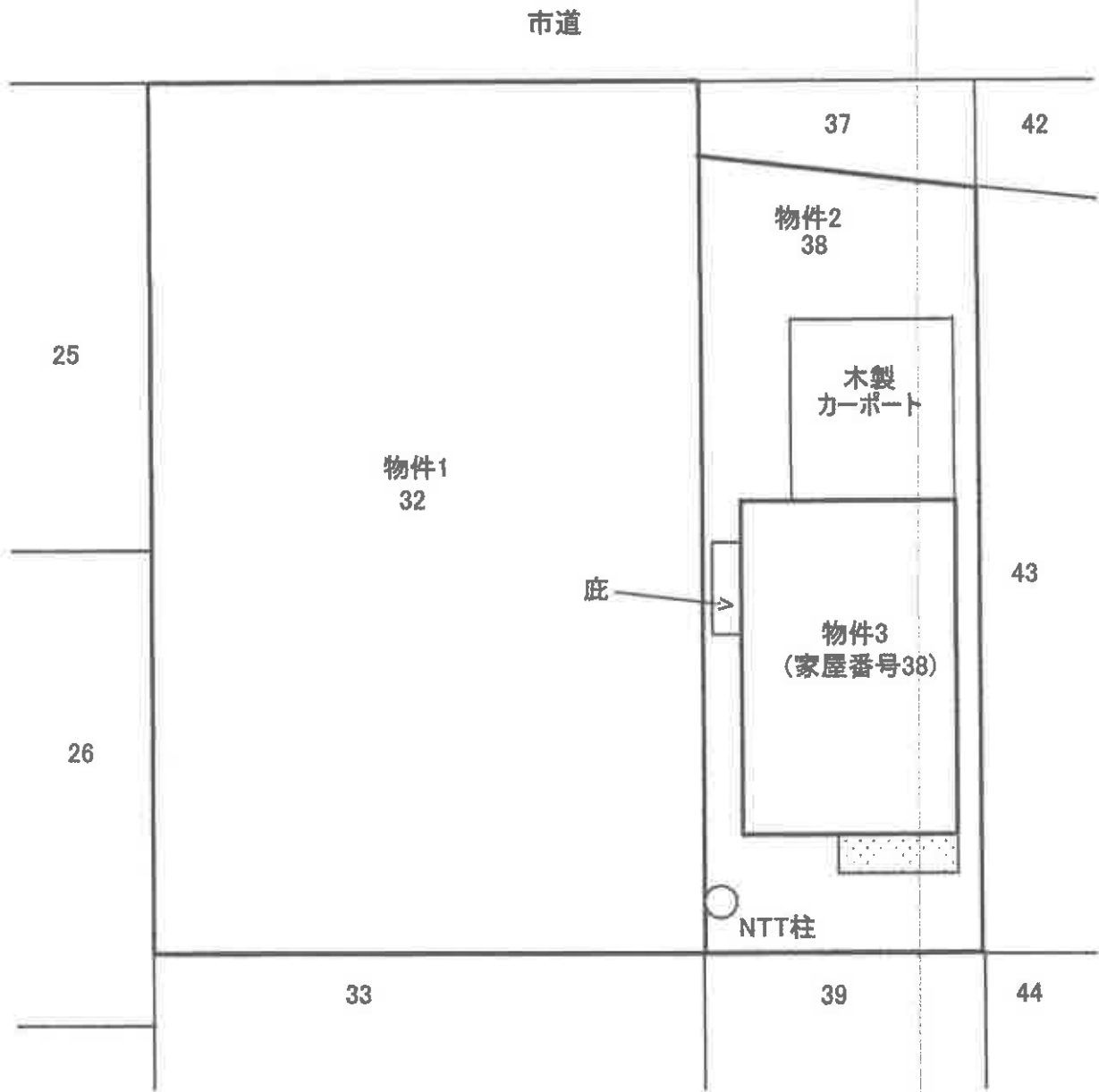
-
- 1 本件各土地には、境界標（石）が確認できなかつたので、公図等を参考に、隣地との境界付近を基点にして実地において概測した結果、本件各土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
 - 2 本件各土地は、略北東側で接面する市道及び北西側隣地より約0.3メートル乃至0.5メートル程度低く位置するが、その他の隣地とは概ね等高に接面し、本件各土地は概ね平坦地である。
物件1土地については資材置場として、物件2土地は本件建物の敷地として利用されている。
 - 3 物件2土地には、土地建物位置関係図のとおり、東日本電信電話株式会社が所有するNTT柱が存在し、次の内容による賃貸借契約が締結されている。
契約年月日 平成7年11月29日
契約期間 平成8年4月1日から平成23年3月31日まで（ただし契約期間終了後も契約者の異議がなく、業務遂行上又は技術的に困難でなければ3年毎に自動更新）
貸主 C
借主 東日本電信電話株式会社
設備 本柱1本
使用料 年間1,500円（3年分を一括で支払う。次回は令和8年4月頃に支払予定）
 - 4 本件建物には、木製カーポート（約25.92平方メートル）及び庇（約2.43平方メートル）が取り付けられているが、いずれもその構造から本件建物の床面積には算入していない。
 - 5 本件建物の略南側部分の一部（約4.32平方メートル）が取り壊されており、同部分については減築されたものとして取り扱った。
 - 6 本件建物には、全体として経年相当の劣化は存在するものと思われる。
 - 7 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者)	1 本件各土地の境界でトラブルになっていることはありません。 2 本件建物1階の略南側部分について、取り壊されて減築となっているようですが、いつ頃取り壊したかについては記憶にありません。 3 物件2土地上にあるNTT柱について、東日本電信電話株式会社と賃貸借契約を締結しているCは私の母親ですが、Cは平成9年頃死亡しています。 4 Cが死亡後、NTT柱の敷地利用に関して、東日本電信電話株式会社との間で契約の変更等をしたことはありません。
■ NTTの担当者	1 物件2土地上にあるNTT柱について、同土地の所有者(契約者)が死亡した場合、その旨の連絡をいただければ契約の変更についての書類を送付しますが、連絡がなければそのままの状態となります。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年11月25日 (火) 11:15-11:20	留萌市役所	税務資料 (間取図) 交付申請、受領
7年11月25日 (火) 13:30-14:15	物件所在地	土地調査、写真撮影
7年11月25日 (火) 17:12-17:30	所有者の住所 (留萌市 大町2丁目)	所有者から事情聴取、賃貸借契約書写し交付依頼、受領
7年11月29日 (土) 11:00-11:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者立会
7年12月1日 (月) : - :	執行官室	NTTに対し、物件2土地上に存在する電柱の敷地利用 権についての照会書を発送 (郵便)
7年12月3日 (水) : - :	執行官室	上記照会に対する回答書受領 (郵便)
7年12月3日 (水) 15:50-16:00	執行官室	所有者から電柱の敷地利用権について聴取 (電話)
7年12月3日 (水) 16:10-16:20	執行官室	NTTの担当者から電柱の敷地利用権についての回答書 の内容について聴取 (電話)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日執行許可の提示をした。</p>		

土地建物位置関係図(概略)

令和7年(又)第3003号



 減築部分

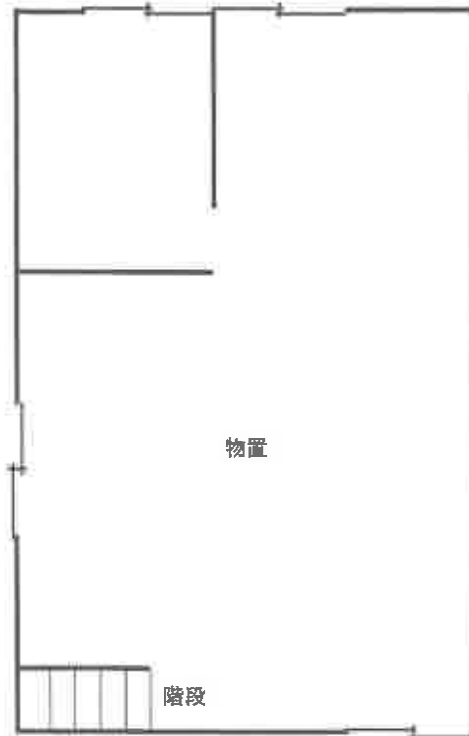
建物間取図(概略)

令和7年(又)第3003号

1階



2階



1



本件建物の外観、本件各土地の形状、木製カーポート

2



本件建物の外観、本件各土地の形状、NTT柱

3



1階（作業所）の状況

4



1階（作業所）の状況

5



2階（物置）の状況

6



2階（物置）の状況

裁判官認印

事件の表示 令和7年(ヌ)第3003号

電話聴取(報告)書

回答者(発信者) 評価人 松浦晃久

取扱者 旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官 村山光男

回答又は受信日 令和8年3月19日午後1時07分

要 旨

不動産の所在する場所の環境、その種類、経済状況、手続の経過その他諸般の事情に鑑み、令和7年12月15日付評価書記載の評価額から50%の減価が相当と考える。

売却基準価額の変更

不動産の現況、利用状況、手続の経過、評価人の意見、類似物件における裁判所の売却実績その他諸般の事情を総合的に考慮して売却基準価額を次のとおり変更する。

(計算式)

(1)	¥420,000	×	0.50	≒	¥210,000
(2)	¥180,000	×	0.50	≒	¥90,000
(3)	¥380,000	×	0.50	≒	¥190,000
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	

上記のすべての物件

¥490,000

※ 減価すると10,000円未満となる物件は、減価しない。

令和 7 年 (又) 第 3003 号
令和 7 年 11 月 29 日 現地調査
令和 7 年 12 月 15 日 評 価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
松 浦 晃 久

第1 評価額

一 括 価 格	
金 980,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 420,000 円
物件2 (土地)	金 180,000 円
物件2 (建物)	金 380,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	留萌市南町2丁目 32番 宅地 423.14㎡	同左
2	所在地 地番 地目 地積	留萌市南町2丁目 38番 原野 181㎡	同左 宅地 同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	留萌市南町2丁目 38番地 38番 作業所・物置 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 66.69㎡ 2階 62.37㎡	同左 1階 約62.37㎡
番号	特記事項		
1・2・3	<p>1. 本件、土地は境界石等を確認することが出来なかったため、公図等を参考に、隣地との境界付近を基点にして実地において概則した結果、本件土地は概ね公図とおりに思われるが、正確には測量を要する。</p> <p>2. 建物は賃料15,000円/月、敷金(預りの一時金)15,000円で賃借されている。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR留萌本線「石狩沼田」駅の北西方・道路距離約31.8km 最寄りバス停「南町2丁目」の東方・道路距離約290m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域 地勢は概ね平坦である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規則)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 準工業地域 60% 200%
画地条件	間口約16.4m、奥行約25.8mのほぼ長方形地 地勢は略北東側市道及び北西側隣地より0.3～0.5m低く位置するが、その他とは概ね等高に接面し、本件各土地内では概ね平坦である。	
接道道路の状況	略北東側：認定幅員約13.0m 舗装 市道（第42条1項1号該当）	
土地の利用状況等	物件1は資材置場として、物件2は物件3建物の敷地として利用されている。(別添「土地建物位置関係図」参照)	
供給処理施設	上水道：あり（略南東側南5号通りから個人の共同管により引込） ガス配管：なし 下水道：引込可	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受命物件の土地については、現地調査及び地歴調査の結果等からは土壌汚染の可能性の端緒は確認されなかった。よって本件では、ただちに価格に重大な影響を及ぼす状況ではないと判断し、価格形成要因から除外して評価を行う。ただし、評価人の調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・ 地中の確認ができないため、埋設物等には注意を要する。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・ 洪水ハザードマップ浸水予測：0.5～3m 	

2 建物の概況及び利用状況等（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建築年月日（登記記載）：昭和62年6月10日新築</p> <p>経過年数：新築時から約38年</p> <p>経済的残存耐用年数：経済的耐用年数はほぼ満了している。</p>
仕 様	<p>構 造：木造</p> <p>屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺</p> <p>外 壁：モルタル</p> <p>内 壁：無し</p> <p>天 井：無し</p> <p>床：コンクリート、合板等</p> <p>設 備：電気</p> <p>そ の 他：特に無し</p>
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	<p>現況用途：作業所、物置</p> <p>間取り：概略は建物間取図を参照</p>
品 等	下位
保守管理の状態	標準的
建物の利用状況	現況調査報告書を参照
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認済証：第15号 S62年5月21日 完了検査済証：無し ・ 留萌市上下水道課によると、上水道は引き込みがあるとの事であるが、建物には給水設備は存在しなかった。 ・ 本件建物には木製カーポート（約25.92㎡）及び庇（約2.43㎡）が存するが、その構造から、同建物の床面積には算入していない。

第5 評価額算定の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	9,600	0.95	423.14	0.70	2,701,326
2	9,600	0.95	181	0.70	1,155,504

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：形状-5

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
3	140,000	124.74	5%	873,180
計				873,180

ウ 現価率： 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、残価程度を5%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	2,701,326	0.25	675,332
2	1,155,504	0.25	288,876
計	—	—	964,208

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ=カ (万円未満切捨)
1	2,701,326	-675,332	/	0.30	0.70	—	420,000
2	1,155,504	-288,876	/	0.30	0.70	—	180,000
3	873,180	+964,208	—	0.30	0.70	—	380,000
一括価格(合計)							980,000

ウ 占有減価修正：修正を要しない。

エ 市場性修正：この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮し、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：ない。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（留萌-1）

所 在：留萌市潮静2丁目7番10
価 格：10,100円/㎡
位 置：「石狩沼田」駅 道路距離31kmに位置する
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：330㎡
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：南西側 8m 市道
用 途 指 定 等：第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整理済の住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 2,832,076円
物件2 1,216,854円
物件3 509,264円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 建物間取図(概略)

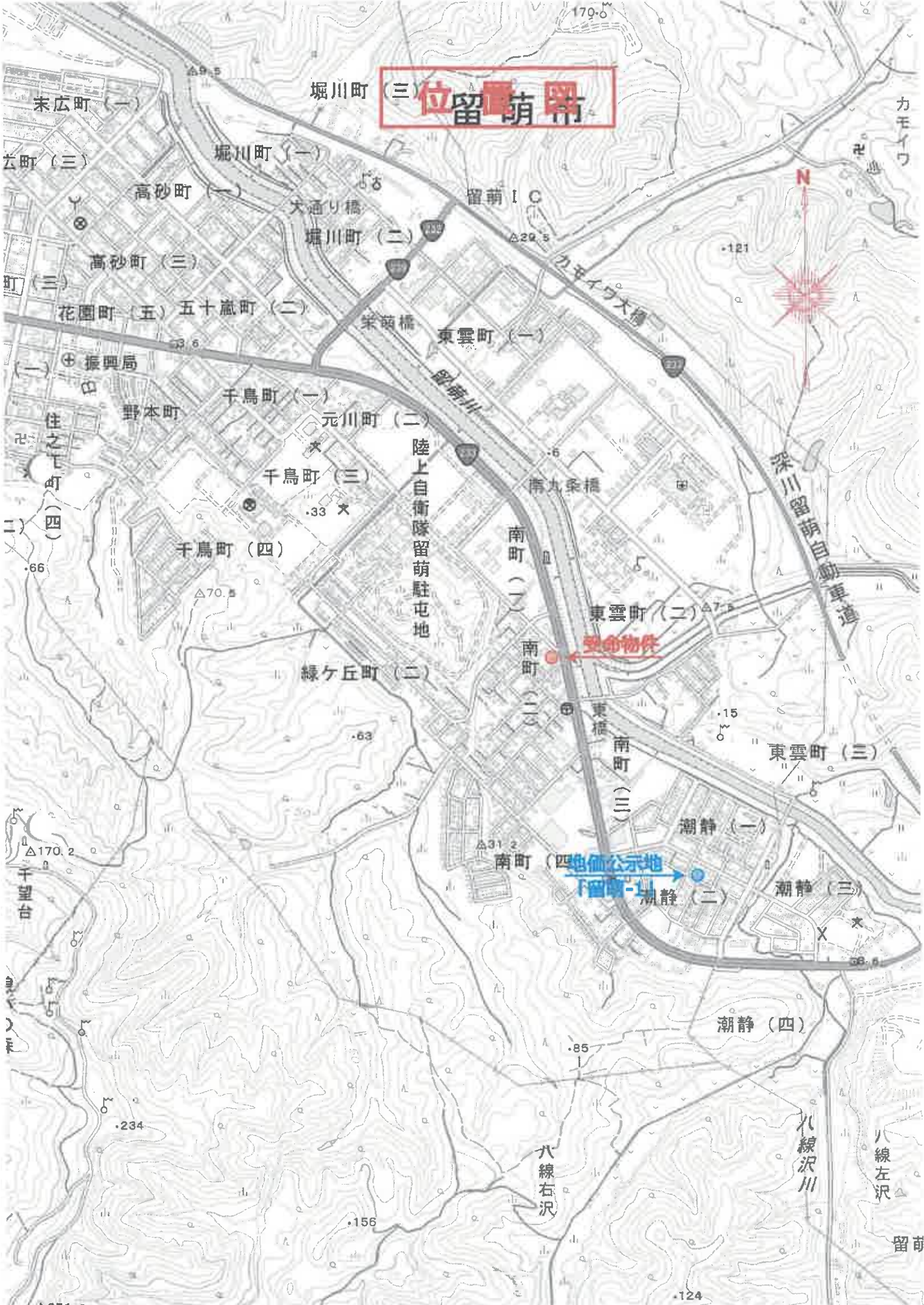
堀川町 (三) **留萌市**

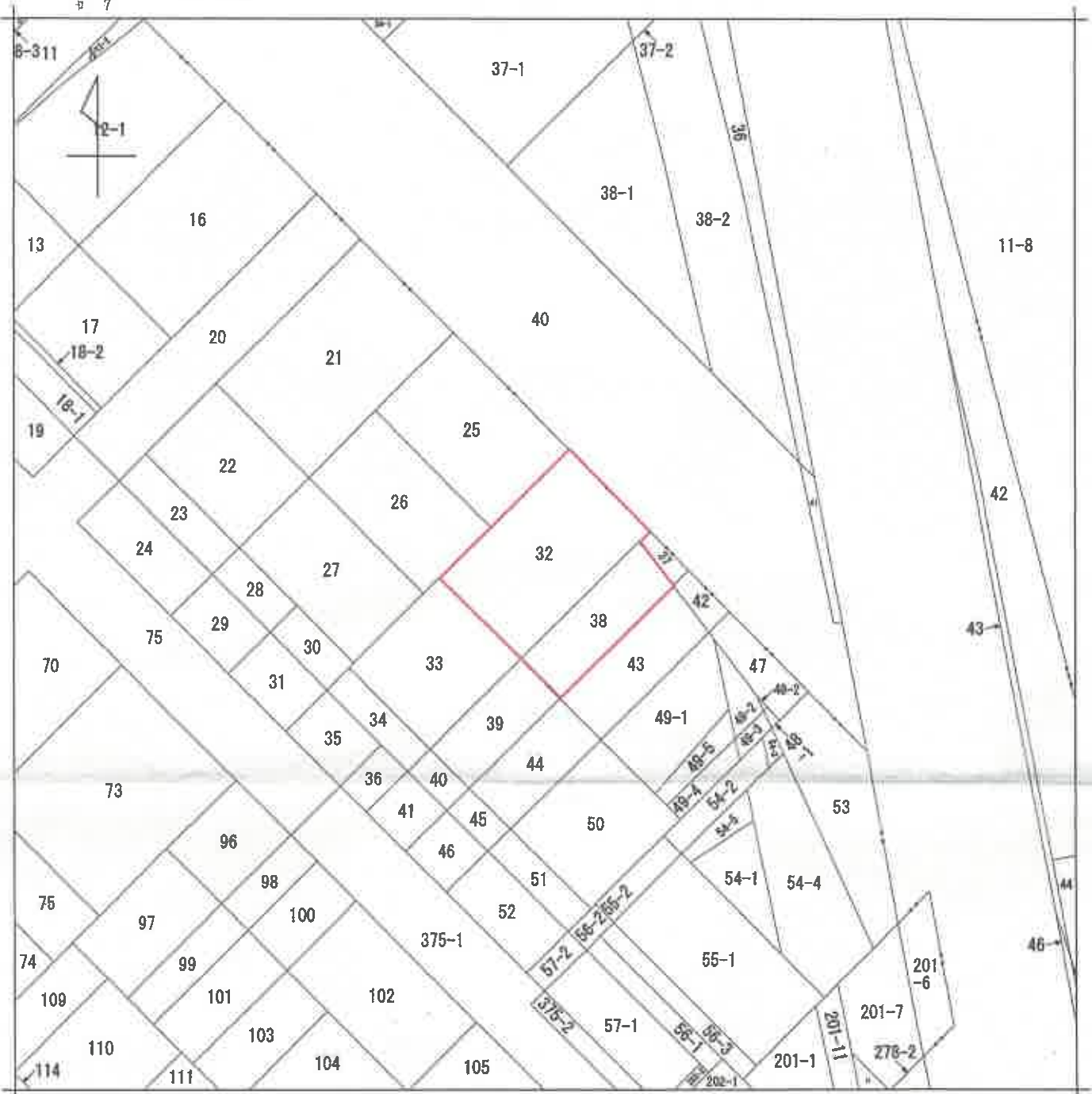


陸上自衛隊留萌駐屯地

受命物件

四地価公示地
留萌一丁目





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。



A 大字留萌村
字留萌原野
六線
南町1丁目
B

請求部	所在	留萌市南町二丁目			地番	32番			
出縮	力尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方法務局留萌支局管轄)
令和7年9月30日
東京法務局台東出張所
登記官



登記年月日：昭和39年3月31日

108254 37.38

番	110044
土地の所在	東京都中央区本町三丁目一丁目 南町2丁目

作製年 月 日
昭和 37 年 3 月 11 日

作製者
[Redacted]

紙託者
[Redacted]

地積測



南町2丁目
此の反別
全帯地の
全帯地の
此の反別
計算式
2.28 - 1.1 = 1.18

南町2丁目
此の反別
全帯地の
全帯地の
此の反別
計算式
2.28 - 1.1 = 1.18

南町2丁目
此の反別
全帯地の
全帯地の
此の反別
計算式
2.28 - 1.1 = 1.18

尺貫法による記量

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

縮尺 1/100 30.3.31

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(旭川地方法務局留萌支局管轄)

令和7年9月30日

東京法務局台東出張所

登記官

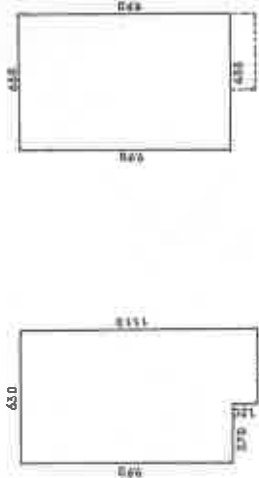
請求番号：2-2

登記年月日：昭和63年6月22日

107786

各階平面図

1階 2階

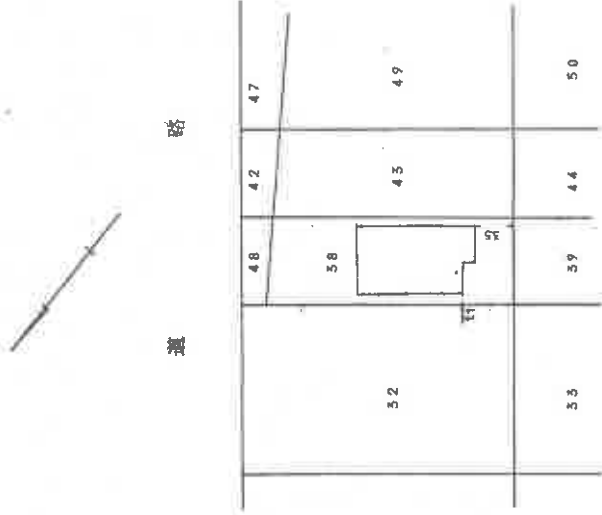


1階	29.0	X	6.50	=	623.700
	3.60	X	1.20	=	432.00
			計		667.700
2階	9.90	X	6.50	=	623.700
			計		627.37

建築物図面
各階平面図

家屋番号 38番

建築物の所在 留萌市南町2丁目38番地



昭和六十二年六月二十二日

製作者

63.6.20 (日付欄)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(旭川土地家屋調査士会統一用紙)

82-9 NO 008801

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方支務局留萌支局管轄)

令和7年9月30日

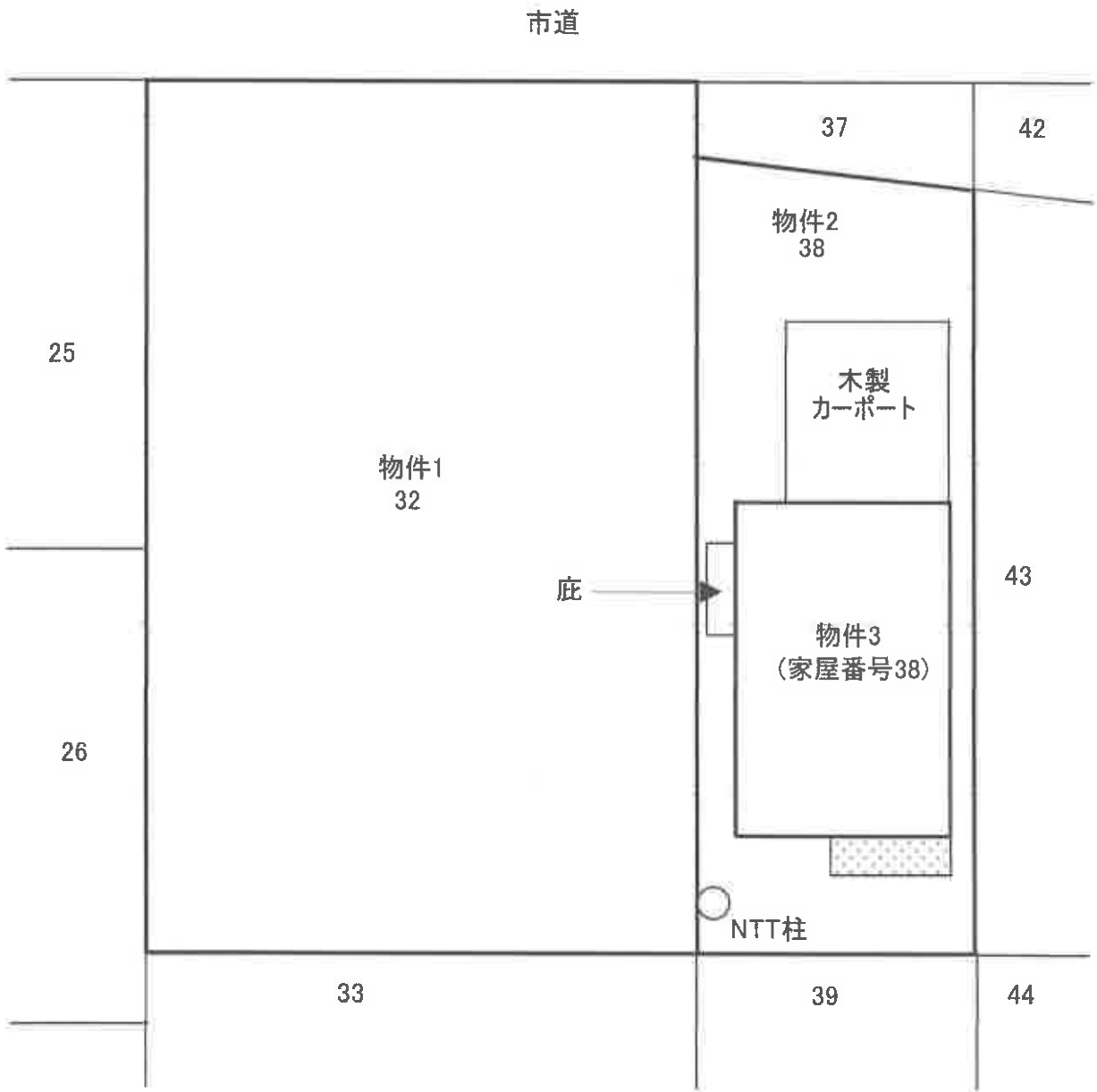
東京法務局台東出張所

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

土地建物位置関係図(概略)

令和7年(又)第3003号



 減築部分

建物間取図(概略)

令和7年(又)第3003号

1階



2階

